

是非お読みください！

北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会 『代診歯科医師紹介制度』 運営開始のお知らせ

さて、このたび北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会では『代診歯科医師紹介制度』を運営開始致します。この制度は

同窓の開業会員や責任者会員が疾病や怪我で診療できない状況になった際に、依頼があれば登録している代診歯科医師を紹介するもの

です。かねてより各支部からの要望もあり、不測の事態のときに診療所を休診せずに患者さんへの影響を最小限に抑え、自身の療養に専念できる体制を同窓会が支援できないか検討してきました。年々同窓会会員も増加し、この制度をきっかけに同窓会としてより相互に助け合える環境を担えたらと考えております。

この制度を円滑に運営するためには、まだまだ経験と改良が必要な状態ですが、取り急ぎ制度の運営開始をお知らせいたします。今後とも会員の皆様のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

まだまだ代診歯科医師の登録が少ない状態です。代診歯科医師としてご協力を頂ける方は是非ご登録ください。

※既に登録済みの方は改めての登録は必要ありません。

代診歯科医師に登録希望の方は条件を満たしていることを確認のうえ「代診歯科医師登録申込書」にご記入し事務局へお送りください。

Google フォームからでもご登録いただけます。

代診歯科医師登録のお願い

拝啓 麗春の候、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は同窓会活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会では『代診歯科医師紹介制度』を運営開始しております。現在 20 名程度の先生に登録をして頂いている状況ですが、道内を活動範囲としておりますのでまだまだ代診歯科医師が足りておりません。

この制度は同窓の開業会員や責任者会員が疾病や怪我で診療できない状況になった際に、依頼があれば登録している代診歯科医師を紹介するものです。運営にあたり、道内全域で多くの先生の登録が必要となります。

つきましては、会員の皆様の中で代診歯科医師となることが可能な方はどうか登録をお願い致します。なお、登録条件は以下の通りです。

<代診歯科医師登録の条件>

- ・同窓会員であること（開業・責任者・勤務・未就労会員どなたでも可能）
- ・保険医であること
- ・臨床経験 3 年以上（臨床研修期間も含む）

登録方法は下記のサイト（右の QR コード）、または下の連絡先までお願いします。

登録サイト <https://forms.gle/FaEuU3CbJS7geB2p6>



連絡先：北海道医療大学歯学部同窓会 北海道支部連合会事務局
電話 011(788)4509 FAX 011(788)4809
E-mail: info@iryodai-dorengo.com

北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会 代診歯科医師登録申込書

申込年月日	年 月 日				
ふりがな 氏 名		卒業期	期	所属支部	支部
希望連絡先	メール FAX (自宅・診療所)	生年月日	西暦 年 月 日生		
診療所名					
診療所住所	〒				
	TEL	()		FAX	()
自宅住所	〒				
	TEL	()		FAX	()
携帯電話		E-mail			
簡単な職歴					
移動手段	自家用車・公共交通機関				
希望代診期間	日単位・週単位・月単位・その他（曜日など： ）				
≪代診医委員会記入欄≫ 支部 （支部長氏名） 受付番号 No.					

上記の通り、北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会代診歯科医師として登録を申込みます。

登録方法は下記のサイト（右の QR コード）、または下の連絡先までお願いします。

登録サイト <https://forms.gle/FaEuU3CbJS7geB2p6>



ご連絡先：連合会事務局 FAX：011-788-4809 mail：info@iryodai-dorengo.com

北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会

代診歯科医師紹介制度フローチャート

緊急事態！大変だ！

院長が病気や怪我で入院！自宅療養！

代診歯科医師を頼みたいときには

まずは

北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会

事務局 ☎ 0 1 1 - 7 8 8 - 4 5 0 9

メール info@iryodai-dorengo.com

または

所属支部長（_____支部 支部長_____）

☎ _____ - _____ - _____

へ連絡を！

「代診歯科医師希望」と伝えて、下記内容をお知らせください。**受付は事務局営業時間内とします。**

① 院長氏名 医院名 医院住所

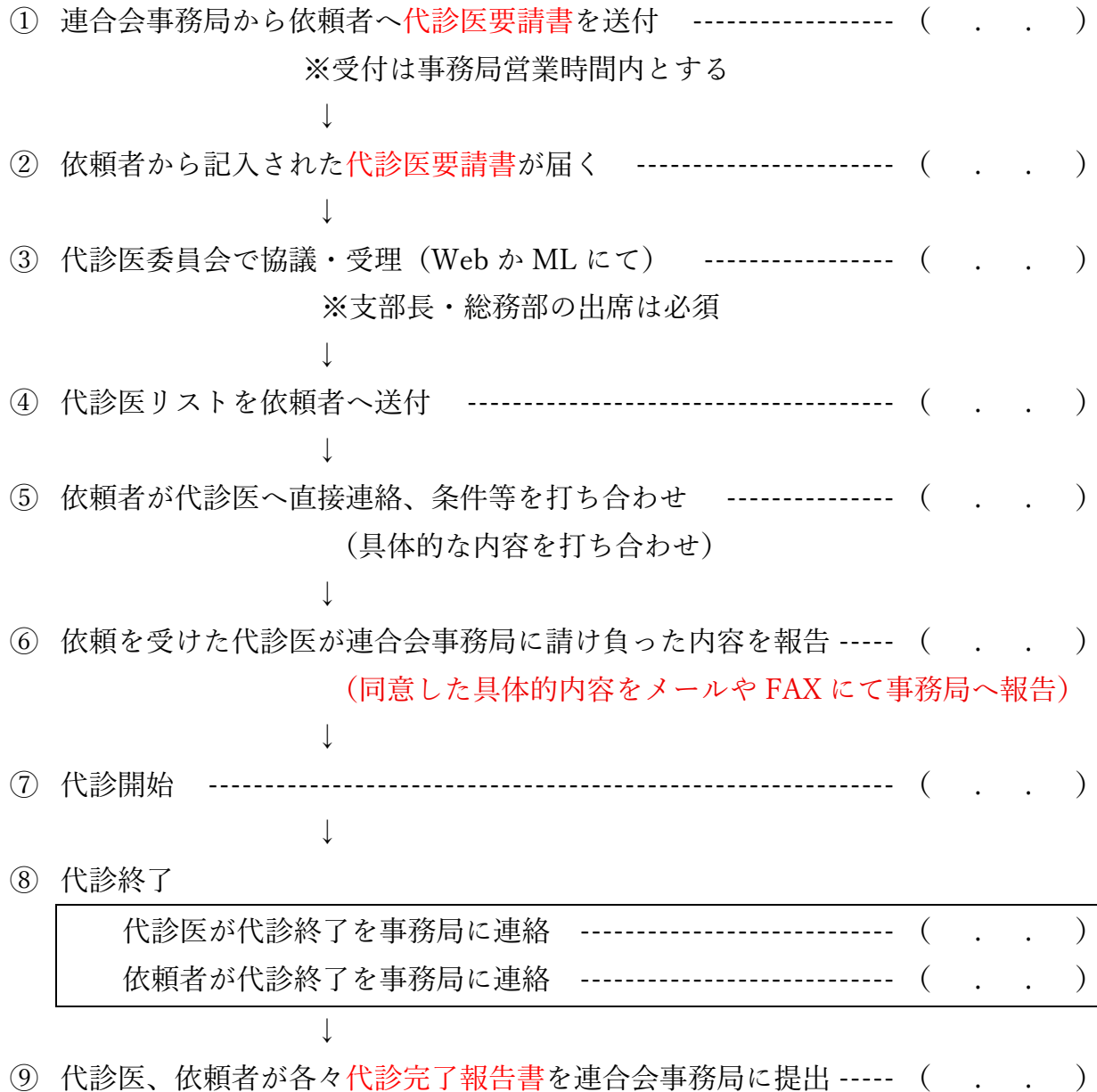
② 傷病名



メール作成用

取り急ぎ 代診医要請書 をお送りします

代診依頼フローチャート



メール : info@iryodai-dorengo.com

F A X : 011-788-4809

北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会 代診歯科医師 要請書

私は、この度の代診歯科医師の依頼に際し、当診療所にて発生する事故、その他の第三者の傷害について、自己の責任においてそれらの一切を解決し、代診歯科医師、北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会に対し、何等の責任及び負担を負わせないことを誓います。

申込年月日 年 月 日

依頼者	期生	支部	氏名		
依頼理由（傷病名等）					損害賠償責任保険の加入 (有・無)
代診希望日	年	月	日 ()	～	年 月 日 ()
診療所名 〒			TEL ()		
			E-mail		
依頼責任者名			依頼者との関係（本人・支部長・家族：続柄）		
〒			TEL ()		
			緊急連絡先 () (携帯電話)		
E-mail					
《診療所内容》 標榜診療科					
1日平均患者数		人	小児の割合		%
高齢者の割合		%			
ユニット数	台	従業員数	歯科衛生士	人	歯科助手
			受付	人	歯科技工士
《診療時間》					
	午前		午後		
月	～		～		
火	～		～		
水	～		～		
木	～		～		
金	～		～		
土	～		～		
日	～		～		
祝祭日	～		～		
その他、追記事項がありましたらご記入ください					
日 給	円	交通費	円	宿泊費	円
《代診委員会記入欄》					
支部 (支部長氏名)			受付番号 No.		

上記の通り、北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会代診歯科医師を要請致します。

北海道医療大学歯学部同窓会北海道支部連合会 代診歯科医師紹介規約

第1条 【目的】

本規約は、本会会員が傷害、疾病等により入院もしくは自宅療養で自院での歯科診療業務が一時的に不可能になった際に、当該会員からの要請により、北海道支部連合会の代診歯科医師（以下、代診医）登録者を紹介し代診診療を行い、当該会員の診療所業務に支障を生じさせない事を目的とする。

第2条 【代診医委員会】

- 1) 連合会会長は理事会の承認を得て、代診医委員会（以下委員会とする）を設置する。
- 2) 委員会の構成員は会長、専務、連合会総務部部員、各支部支部長とする。
- 3) 委員会は依頼者からの「代診医要請書」を早急に検討し、関係各者間の連絡の円滑化を図り速やかな代診医の紹介を実現する。

第3条 【依頼歯科医師の資格】

開業・責任者（開設者が同窓に限る）会員は自らが診療不能になった場合、自院への代診医の紹介を依頼することができる。但し、同窓会費滞納者はこの権利を持たない。

第4条 【代診歯科医師の資格】

代診医は、北海道支部連合会の会員であること。

第5条 【依頼者の責務】

- 1) 依頼者は医療事故等に備えて代診医にも適用される損害賠償責任保険に加入していなければならない。
- 2) 依頼者は、当該診療所において発生した医療事故、その他の第三者への損害については自らの責任において一切を解決するものとし、代診医および本同窓会には何等の負担を負わせない。
- 3) 紹介は当該会員が所属する支部の支部長を通じて、もしくは直接同窓会事務局に依頼する。
- 4) 前項の依頼に際して、休診せざるを得ない理由（傷病名等）、当該会員の医院の情報、代診医への依頼内容等の「代診医要請書」を委員会に提出する。
- 5) 依頼者は代診医に対し、交通費、宿泊費等の実費および報酬を原則として代診終了後一週間以内に支払うこととする。但し、支払い期日を両者で交渉により取り

決めた場合はそれを遵守すること。

- 6) 依頼者は依頼業務の終了後、速やかにその結果等を「代診完了報告書」にて委員会へ提出しなければならない。

第6条 【支部長の責務】

- 1) 支部長は依頼発生に際し、「代診医要請書」を依頼者に送付し、記載された内容を確認し速やかに委員会に提出すること。但し、依頼者が同窓会事務局に直接要請した場合は必要ない。
- 2) 支部長は当該診療所での代診医の業務遂行上の事故、その他の第三者への損害について何ら責任を負わない。

第7条 【代診歯科医師の業務】

- 1) 代診医の診療内容は両者間の取り決めとする。
- 2) 代診医は依頼業務の終了後、速やかにその結果等の「代診完了報告書」を委員会に提出する。

第8条 【代診期間】

双方で取り決める。

第9条 【代診歯科医師の経費および報酬】

- 1) 代診医が業務遂行上に必要な経費は、すべて依頼者の負担とする。
- 2) 代診医への報酬額は、依頼者との直接交渉により決定される。

第10条 【契約の撤回】

会長は委員会の意見に基づき、代診医または依頼者が本規約および目的に反する行為を行った場合には、その契約を撤回することができる。

第11条 【改廃】

この規約の改廃は、理事会の決議によらなければならない。